

「愛知県地震防災推進条例」について

1 条例の目的について（平成16年4月1日施行）

県、市町村、県民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務を明確にし、互いに助け合い、協働して地震災害に対処する防災協働社会の形成を推進すること。

2 「あいち地震防災の日」の日程について（平成16年6月11日告示）

毎年11月第2日曜日を、「あいち地震防災の日」とする。

なお、地震防災週間については、特に定めないが、地震防災の日に前後して、各種事業を実施してもらうよう関係機関への働きかけを行う。

3 「あいち地震防災の日」の行事について

県民、自主防災組織、事業者による防災点検等

広報あいち等を通じ、県民等に点検作業等と呼びかける。家庭向けのチェックリストを県広報に掲載するなどし、県民による点検作業の便宜を図る。

・ 家庭

家具の固定の状況、食料、水、医薬品等の備蓄物資やブロック塀、防災用具の点検、避難地の位置及び避難経路、災害時における家族間の連絡方法の確認などを実施する。

・ 自主防災組織

保有する地震防災のための施設及び資機材の点検及び操作方法等の確認を行うとともに、地域内で啓発活動などを実施する。

・ 事業所

防災組織の整備状況及び従業員の防災訓練・研修等への参加の状況の確認、事業の用に供する建築物等の耐震性等の点検、保有する地震防災のための施設及び資機材の点検及び操作方法等の確認などを行う。

防災関係機関等における防災点検

あいち地震防災の日は日曜日なので、その前後の平日において、事務室における書棚の固定の状況や、防災組織の整備状況、防災資機材の点検等を県内防災関係機関に呼びかける。

参 考

関連イベント等

【地域防災まちづくり推進大会】

1 実施時期

平成16年11月14日(日)(あいち地震防災の日)

2 場所

刈谷市民会館(予定)

3 参加人数

約1,200人

4 大会の目的

- ・防災協働社会の必要性を訴え、それぞれの役割に基づく地域における防災対策の自発的取り組みの促進を図るとともに、自主防災組織の活性化の推進を図る。
- ・愛知県地震防災推進条例の趣旨を広く住民に訴え、その中で定められる「あいち地震防災の日」についての県民への意識啓発を行う。

5 内容

- ・パネルディスカッション等による啓発イベント
- ・啓発用パネル・防災グッズ展示
- ・愛知県地震防災推進条例の啓発

【屋外避難生活体験】

1 実施時期・会場

未定(県内2会場を予定)

2 実施目的

東海地震警戒宣言の発令時を想定した、避難地への避難及び避難地における避難生活体験を行うことにより、家庭における防災意識の向上を図る。